

静県職第315号
2021年2月3日

静岡県知事
川勝平太様

静岡県職員組合
執行委員長 伊東秀



要 求 書

日頃、貴職が職員の賃金・労働条件の改善に向け、努力されていることに対し、敬意を表します。

静岡県職員組合は、2021年2月2日に第208回本部委員会を開催し、春闘要求書を決定しました。

私たち県職員は、公務・公共サービスに対する県民の期待に応えるため、それぞれの職場で自らの職務に全力を尽くしています。しかし、その職務環境は、業務遂行に必要な人員が恒常に不足し、時間外勤務も抜本的には解消されないなど厳しい状況です。特に今年度はコロナ禍により、これまでにない対応が求められる中、私たちの職場体制は一層逼迫しています。

貴職が、真摯に業務に精励する職員の努力に応えるため、下記要求の実現に向け賃金・労働条件改善について誠意をもって回答されるよう要求します。

記

- 1 賃金及び諸手当の改善について、本県の長年の労使交渉経過を尊重し、以下のとおり賃金及び諸手当の改善を行うこと。
 - (1) 基本賃金については、一律13,100円以上の引上げを行うこと。
 - (2) 若年層・中堅層職員の給与水準について大幅に改善すること。特に必要な専門職人材を確保するため、獣医師・薬剤師について、初任給調整手当を新設するなど、確実な給与水準改善を行うこと。
 - (3) 「給与制度の総合的見直し」における給与水準の回復について、公民較差の世代間格差の是正プロセスと今後の課題について明らかにし、給与水準検討会等の場で総括的な検証を行うこと。
 - (4) 定年延長を踏まえ、制度の構築にあたっては、早期に組合との協議を開始するこ

と。高齢層職員の昇給抑制を見直すとともに、定年までの実質的な昇給を可能とする枠外号給の増設等を行うこと。また、再任用職員の処遇を改善し、60歳超の常勤職員との均衡を図ること。

- (5) 職務の級の適用について改善すること。行政職給料表においては、副班長級を5級、班長級全職員を6級、課長級全職員を7級適用とし、他の給料表についても同様に改善すること。
- (6) 早期勧奨退職制度について、退職手当の割増率等、国の早期退職募集制度を上回る制度とし、退職手当調整額を改善すること。
- (7) 現業職の給与水準回復について、可及的速やかに実行すること。
- (8) 一時金は期末手当に一本化し、支給月数・職務加算措置について改善すること。
- (9) 通勤手当について自己負担額を解消するよう改善すること。
- (10) 業務における新型コロナウイルス感染リスクを適切に把握し、危険度の高い業務に従事する場合には特殊勤務手当を支給すること。また、国の交付税措置を踏まえ、児童相談所に勤務する児童福祉司等職員の処遇を早期に改善すること。
- (11) 人事評価制度については、労使合意を尊重するとともに常に改善を図ること。

2 人員増、労働条件等の改善について

- (1) 人事院規則等の改正内容を踏まえ、時間外勤務の上限規制と併せ、慢性的な時間外勤務の縮減に向け、計画的に増員すること。特に、年間の時間外勤務が360時間を超える職員がいる職場については、確実に増員を行うこと。当面、年間540時間超の職員がいる職場については、直ちに増員を行うこと。
- (2) 勤務時間の把握に向けた対策を実施した上で、個々の職員の勤務時間を正確に把握できるシステムを構築し、未申請による未払いが発生しない仕組みをつくること。
- (3) 試行中の時差勤務について検証を行い、組合要求を踏まえて改善すること。また、育児・介護・治療と仕事を両立する職員等を支える周囲の職員への業務集中を回避する等、バランスを考慮した人員配置とし、誰もが働きやすい職場づくりを推進すること。
- (4) 各班に必ず班長及び副班長を配置し、上位職の班長兼務を解消すること。また、50歳以上の班長級未昇任者及び38歳以上の副班長級未昇任者をなくすこと。特に班長級について未昇任者比率が高い職種については特段の配慮を行うこと。
- (5) 障害のある職員や長期療養からの復帰直後の職員が、無理なく職場に適応できるよう、必要に応じて個人と組織との間の調整を行うキャリアコンサルタント等専門スタッフを配置し、当事者や周囲の職員の過度な負担にならないよう十分な人員体制とすること。

3 会計年度任用職員の賃金労働条件の改善について

県で働く会計年度任用職員の労働条件を「同一労働同一賃金」「職務給、均衡、権衡、平等取扱い等の諸原則」の観点から、勤勉手当を支給し、フルタイム任用を基本とすること。また、給料表適用号給上限を引上げるとともに休暇制度の改善を図ること。特に、看護休暇及び病気休暇は有給休暇とすること。さらに、正規職員の欠員補充にあたっては、正規職員又は臨時職員の配置を原則とすること。